

三監告示第2号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を三条市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

令和6年2月29日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 椛 澤 綾 子

三条市監査委員 佐 藤 和 雄

記

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上 |
| 3 監査の方法 | 同 上 |
| 4 監査の結果 | 同 上 |

定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 令和4年度及び令和5年度における栄サービスセンター、下田サービスセンター、教育委員会事務局教育総務課、子育て支援課及び学校教育課所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況
- 2 監査の期間 令和5年12月21日から令和6年2月29日まで
- 3 監査実施委員 長 橋 昇
椛 澤 綾 子
佐 藤 和 雄
- 4 監査の方法
定期監査は、令和4年度及び令和5年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。
- 5 監査の結果
事務事業は、おおむね適正に執行されていた。
なお、軽微な事務処理の誤り等で特に記述すべき事項は、次のとおりである。
 - (1) 準公金事務について、必要な決裁を受けていない等の事例があった。
 - (2) 文書事務において、事務決定権者の誤り等の事例があった。